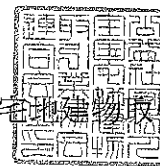


27 全宅連発政策第 28 号
平成 27 年 7 月 31 日

都道府県協会長 殿

(公社)全国宅地建物取引業協会連合会



政策推進委員長 小林



IT を活用した重要事項説明に係る社会実験の開始等について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の会務運営に際し格別のご尽力を賜り感謝申し上げます。

ご案内のとおり、宅建業法第 35 条に基づき宅地建物取引士が対面で行うこととしている重要事項説明について、「IT を活用した重要事項説明等のあり方に係る検討会」での検討の結果、まずは、社会実験という形で試行した上で、その結果の検証を行うこととされておりました。この社会実験への登録事業者の募集が、去る 6 月中旬から 7 月上旬の間に行われ、登録申請した事業者のうち 246 社が登録事業者に決定したことが、7 月 30 日に国土交通省より公表されました。登録事業者につきましては、以下の国土交通省 HP をご参照願います。

なお、本社会実験は、平成 27 年 8 月 31 日より開始され、平成 29 年 1 月末までと予定されておりますが、状況により短縮することがあるとのことです。

敬 具

記

国土交通省 HP

「IT を活用した重要事項説明に係る社会実験を実施する登録事業者の決定について」
http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo16_hh_000127.html

以 上